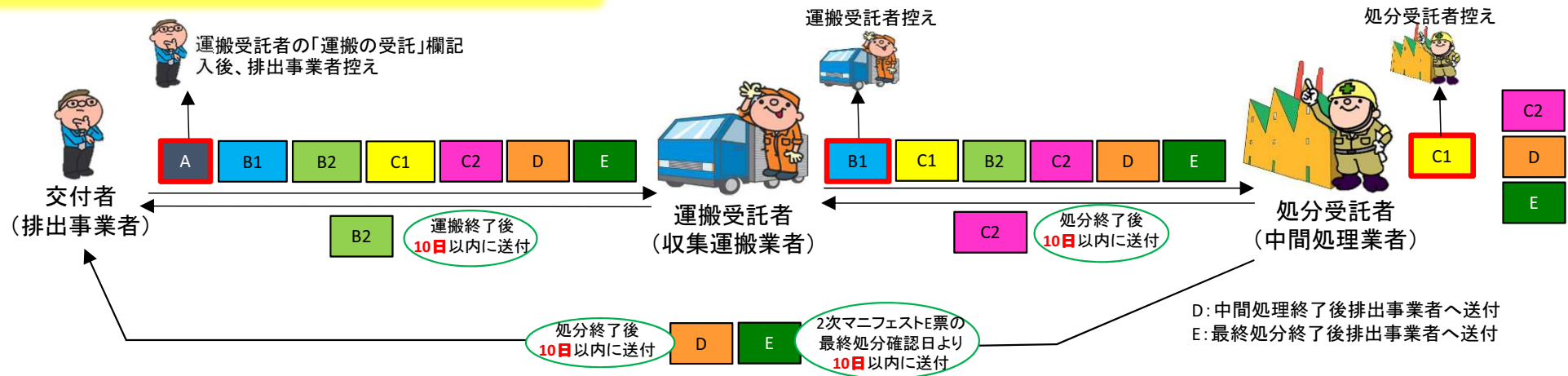


排出事業者の責任について その⑦ ～マニフェスト各票の流れとは？～

今回のニュースでは、マニフェストの各票の流れについてご紹介いたします。
どの票を誰に渡すのか、誰からどの票が返ってくるのか等、複雑な部分が多いのでご注意ください。

マニフェスト各票の交付・回付・送付の流れ



マニフェストの交付・回付・送付

交付・・・排出事業者がマニフェストを発行し、処理業者へ引き渡すこと
回付・・・処理業者が次の処理業者へマニフェストを引き渡すこと
送付・・・処理業者が請け負う処理業務が終了した際に、マニフェストの流れに沿って各票を送り渡すこと

マニフェストE票と2次マニフェストについて

中間処理業者が処理した後は、中間処理業者が排出事業者となって収集運搬業者、最終処分業者へ2次マニフェストを交付します。
中間処理業者へ最終処分終了のE票(2次マニフェスト)が送付されたら中間処理業者は排出事業者へE票を送付します。

それぞれ最終的に手元にのこるマニフェスト



【質問コーナー】 建設廃棄物ってなに？ <後編>

Q マニフェストには建設廃棄物用のものがありますが、そもそも建設廃棄物の定義とはどのようなものですか。

A 前回までのQ&Aをまとめると、建設廃棄物とは「土地に定着する(固定されている)「もの」を新しく作ったり、改造したり、除去する工事から排出される産業廃棄物」ということとなります。
ただし、前回ご紹介した「建設物その他工作物」については規模等の大小の定義はなされていません。
つまり、建設工事に関しては、建築物の規模の大小は定義されていないので、建設工事に該当するか否かは各自治体の判断に委ねられています。
現時点では、自治体から明確な基準が公開されていないので、排出事業者としてリスク回避をするためには、非常に労力はかかりますが都度自治体の判断を仰ぐことが望ましいと考えられます。

NEXT 次回は、「交付者の義務」について解説致します

※本記事の内容は弊社独自の見解を含んでいます。実務に関しては管轄の自治体にご確認ください。

発行: 株式会社浜田
CSR担当 今井・涌嶋
TEL: 072-686-3500